

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 厚生年金保険部長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○参加資格

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることが必要です。見積書の提出の際に、許可証の写しを提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年6月30日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年7月2日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

梱包及び発送業務
(社会保険適用拡大ガイドブック外2件)
仕様書

日本年金機構
厚生年金保険部
令和8年6月

1. 目的

3種類のパンフレットを梱包し、期日までに指定納品場所に発送する。

2. 業務内容

①全体業務（ラベル作成、作業・運送計画の策定及び計画書の作成、工程全体の進捗管理）

②梱包

※当該業務は、クラフト紙を開梱し、1帯単位ごとの仕分け作業を要する。内容物に折れ、破損が生じないように、必要に応じて緩衝材等を使用すること。

③発送業務

3. 対象物品

別紙1のとおり

4. 数量内訳

別紙2のとおり

5. 納品先所在地

別紙2のとおり

（詳細は、受託事業者決定後に所管部署から電子媒体（Excel）形式で提供する。）

6. スケジュール（予定）

令和8年7月20日	計画書の提出（作業日程、到着予定日等を記載した計画書を作成し、日本年金機構へ提出すること）
令和8年8月24日	受託事業者の拠点（首都圏1箇所：その場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担のこと）において対象物品の引渡し
令和8年9月14日	）
令和8年9月18日	納品先への到着
令和8年9月30日	運送完了報告書提出期限

7. 所管部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構 厚生年金保険部 厚生年金保険業務G
電話番号：03-5344-1100（内線3332）
FAX番号：03-6892-0758
担当：吉畠、出口、神尾

8. 梱包に係る事項

- ①本業務に要する梱包資材等（梱包材、ラベル、ガムテープ、緩衝材等）については、全て受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担のこと。
- ②1 梱包の重量は、20kg を限度とすること。
- ③1 梱包ごとに発送先の宛名ラベルを貼付し、梱包が複数個に及び場合は必ず何個口の何個目かを明記すること。

9. 運送に係る事項

- ①本業務に要する資材（パレット等）については、全て受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担のこと。
- ②「2. 業務内容」に梱包業務が含まれている場合を除き、梱包された対象物品は開梱しないこと。
※当該業務はクラフト紙を開梱し、1 帯単位ごとに仕分けを要する。
- ③運送にあたり伝票等の作成を要する場合には、日本年金機構の提示する納品先所在地を確認し、受託事業者にて作成すること（何個口の何個目かを明記すること。）。
- ④対象物品（郵便物）の保管を要する場合（引渡日に出荷しない場合）は、施錠可能な倉庫を使用し、水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等による情報漏えいを防止するための所要の措置を講ずること（対象物品の保管場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合は受託事業者にて負担のこと。）。
- ⑤運送に使用する車両は、受託事業者の自社便（又は運送業者）を使用し、対象物品の水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等による情報漏えいを防止するための所要の措置を講ずること。
- ⑥運送の担当者は引受けおよび引渡しの際に身分証明書を提示すること。
- ⑦運送（納品先への到着）が完了した際は、運送完了報告書（様式1）に、納品先より受領したことを証明する旨の受領書等（受託事業者にて作成のうえ納品先担当者へ提示して受領印を受けたもの、納品先が受領したことがわかる伝票等の写し、又は追跡番号等の一覧のいずれかの書類。なお、納品先、納品個数及び納品日が確認できるものに限る。）を添えて、日本年金機構へ提出すること。

10. 第三者委託

- ①本業務の実施にあたり、本業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により本業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合には事前に日本年金機構の承認を得なければならない。

また、承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて受託事業者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び日本年金機構が再委託先に調査等を行える条件が含まれた契約を締結し、その写しを速やかに提出すること。

なお、本業務において主体的部分とは、「2. 業務内容」の①～②の作業をいう。

②日本年金機構は再委託先の監督を受託事業者に求めることができるものとする。

③再委託にあたっては、以下の事項を遵守すること。なお、再委託先が受託事業者との契約書及び委託要領に違反した場合には、再委託の承認を取り消すものとする。

ア 再委託先に対する契約書等については、この委託要領に定める委託条件を必ず規定すること。

イ 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

○受託事業者の再委託先に対する監督・監査・報告聴取に関する権限。

○日本年金機構の再委託先に対する監査・報告聴取に関する権限。

○再委託先における個人情報の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止。

○再委託先における個人情報保護のための体制の整備及び安全管理措置。

○再々委託の禁止。

○漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任。

11. 委託条件

①本業務を遂行するために必要な許可証、免許状等を保有していること。

②貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること（対象物品の運送について、再委託が可能な場合であって、再委託する場合については、再委託先が同許可を受けていれば可とする。）。また、日本年金機構に対して、許可証の写しを提出すること。

12. 仕様書の明確化等

①仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、日本年金機構と受託事業者は協議のうえ、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。

②上記①の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、日本年金機構と受託事業者は協議のうえ決定することとする。

13. その他

①やむを得ない事由により納期に遅れが生じると判断した場合、又は業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに「7. 所管部署」に連絡すること。

- ②本業務において知り得た秘密について、他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。
- ③本業務の実施にあたっては、受託事業者は諸法令、法規を厳守し、事故の防止に万全の注意を払わなければならない。万一、事故が発生したときは、受託事業者の責任において処理するものとする。
- ④仕様書に疑義が生じた場合は、令和8年6月22日（月）12時までに、別紙3（任意様式可）を「7. 所管部署」まで書面（FAXを含む。）にて提出すること。疑義及び回答は、令和8年6月25日（木）中に日本年金機構ホームページに掲載する。

(様式1)

運送完了報告書

運送完了年月日	令和 年 月 日
運送包数	包

上記の運送が完了しましたので、ご報告します。

(受託事業者)

印

委託者確認印

梱包及び発送する印刷物

項番	品名	サイズ	数量	単位	梱包状態	重量	印刷物到着日
1	パンフレット「社会保険適用拡大ガイドブック」	仕上げサイズ：A4 (1冊：12ページ)	1,020	帯	1包あたり50冊ごとに帯封し、100冊ごとにクラフト紙で梱包されている。 クラフト紙にはそれぞれ印刷物の名称、数量、製造年月日及び製造業者名が記載されている。 ※当該業務は、クラフト紙を開梱し、1帯単位ごとの仕分け作業を要する。	2.1kg/包	8月24日
2	パンフレット「社会保険適用拡大のこんなと ま！どうする？手引き」	仕上げサイズ：A4 (1冊：20ページ)	1,020	帯	1包あたり50冊ごとに帯封し、100冊ごとにクラフト紙で梱包されている。 クラフト紙にはそれぞれ印刷物の名称、数量、製造年月日及び製造業者名が記載されている。 ※当該業務は、クラフト紙を開梱し、1帯単位ごとの仕分け作業を要する。	4.2kg/包	8月24日
3	パンフレット「保険料調整制度 パンフレット」	仕上げサイズ：A4 (1冊：8ページ)	1,020	帯	1包あたり50冊ごとに帯封し、100冊ごとにクラフト紙で梱包されている。 クラフト紙にはそれぞれ印刷物の名称、数量、製造年月日及び製造業者名が記載されている。 ※当該業務は、クラフト紙を開梱し、1帯単位ごとの仕分け作業を要する。	1.6kg/包	8月24日

納品先一覧（梱包及び発送業務（社会保険適用拡大ガイドブック外2件））

項番	納品先			納品数量（単位：冊）		
	年金事務所名	郵便番号	所在地	パンフレット「社会保険適用拡大ガイドブック」	パンフレット「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」	パンフレット「保険料調整制度パンフレット」
1	札幌東年金事務所	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	5	5	5
2	札幌西年金事務所	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2-1	10	10	10
3	函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町2-6-3	3	3	3
4	旭川年金事務所	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2	4	4	4
5	釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2	3	3	3
6	岩見沢年金事務所	068-8585	北海道岩見沢市9条西3	1	1	1
7	室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1-20-9	1	1	1
8	小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1-9-6	2	2	2
9	北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-2-1	3	3	3
10	帯広年金事務所	080-8558	北海道帯広市西1条南1	3	3	3
11	砂川年金事務所	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目1-1	1	1	1
12	稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市末広4-1-28	1	1	1
13	留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3	1	1	1
14	苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2-1-14	3	3	3
15	新さっぽろ年金事務所	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	3	3	3
16	青森年金事務所	030-8554	青森県青森市中央1-22-8 日進青森ビル1・2階	3	3	3
17	八戸年金事務所	031-8567	青森県八戸市城下4-10-20	4	4	4
18	弘前年金事務所	036-8538	青森県弘前市外崎5-2-6	3	3	3
19	むつ年金事務所	035-0071	青森県むつ市小川町2-7-30	1	1	1
20	盛岡年金事務所	020-8511	岩手県盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階	4	4	4
21	一関年金事務所	021-8502	岩手県一関市五代町8-2-3	3	3	3
22	宮古年金事務所	027-8503	岩手県宮古市太田1-7-12	1	1	1
23	二戸年金事務所	028-6196	岩手県二戸市福岡字川又18-16	1	1	1
24	花巻年金事務所	025-8503	岩手県花巻市材木町8-8	2	2	2
25	石巻年金事務所	986-8511	宮城県石巻市中里4-7-31	2	2	2
26	古川年金事務所	989-6195	宮城県大崎市古川駅前2-4-2	3	3	3
27	仙台東年金事務所	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	9	9	9
28	大河原年金事務所	989-1245	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	1	1	1
29	秋田年金事務所	010-8565	秋田県秋田市保野野鉄砲町5-20	3	3	3
30	鷹巣年金事務所	018-3312	秋田県北秋田市花園町18-1	2	2	2
31	大曲年金事務所	014-0027	秋田県大曲市大曲通町6-26	3	3	3
32	本荘年金事務所	015-8505	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	1	1	1
33	山形年金事務所	990-9515	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	3	3	3
34	鶴岡年金事務所	997-8501	山形県鶴岡市錦町2-1-12	3	3	3
35	米沢年金事務所	992-8511	山形県米沢市金池5-4-8	2	2	2
36	新庄年金事務所	996-0001	山形県新庄市五日町字宮内225-2	1	1	1
37	寒河江年金事務所	991-0003	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	2	2	2
38	東北福島年金事務所	960-8567	福島県福島市北五老内町3-30	4	4	4
39	平年金事務所	970-8501	福島県いわき市平字童子町3-21	3	3	3
40	郡山年金事務所	963-8545	福島県郡山市桑野1-3-7	4	4	4
41	会津若松年金事務所	965-8516	福島県会津若松市追手町5-16	2	2	2
42	相馬年金事務所	976-8510	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	1	1	1
43	白河年金事務所	961-8533	福島県白河市郭内115-3	1	1	1
44	水戸南年金事務所	310-0817	茨城県水戸市柳町2-5-17	5	5	5
45	土浦年金事務所	300-0823	土浦市小松1-3-33 ハトリビル1階・2階	5	5	5
46	日立年金事務所	317-0073	茨城県日立市幸町2-10-22	2	2	2
47	下館年金事務所	308-8520	茨城県筑西市菅谷1720	4	4	4
48	水戸北年金事務所	310-0062	茨城県水戸市大町2-3-32	3	3	3
49	宇都宮西年金事務所	320-8555	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	3	3	3
50	栃木年金事務所	328-8533	栃木県栃木市城内町1-2-12	5	5	5
51	大田原年金事務所	324-8540	栃木県大田原市本町1-2695-22	2	2	2
52	今市年金事務所	321-1293	栃木県日光市中央町17-3	1	1	1
53	宇都宮東年金事務所	321-8501	栃木県宇都宮市元今泉6-6-13	4	4	4
54	前橋年金事務所	371-0033	群馬県前橋市国領町2-19-12	5	5	5
55	桐生年金事務所	376-0023	群馬県桐生市錦町2-11-19	2	2	2
56	高崎年金事務所	370-8567	群馬県高崎市栄町10-1	5	5	5
57	渋川年金事務所	377-8588	群馬県渋川市石原143-7	2	2	2
58	太田年金事務所	373-8642	群馬県太田市小舞木町262	4	4	4
59	浦和年金事務所	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	7	7	7
60	熊谷年金事務所	360-8585	埼玉県熊谷市桜木町1-93	5	5	5
61	川越年金事務所	350-1196	埼玉県川越市脇田本町8-1 U PLACE5階	6	6	6
62	大宮年金事務所	331-9577	埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9	6	6	6
63	春日部年金事務所	344-8561	埼玉県春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階	4	4	4
64	秩父年金事務所	368-8585	埼玉県秩父市上野町13-28	1	1	1
65	所沢年金事務所	359-8505	埼玉県所沢市上安松1152-1	4	4	4
66	越谷年金事務所	343-8585	埼玉県越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティ Bシテイ3階	5	5	5
67	千葉年金事務所	260-8503	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	5	5	5
68	船橋年金事務所	273-8577	千葉県船橋市市場4-16-1	4	4	4
69	木更津年金事務所	292-8530	千葉県木更津市新田3-4-31	4	4	4
70	佐原年金事務所	287-8585	千葉県香取市佐原口2116-1	3	3	3
71	松戸年金事務所	270-8577	千葉県松戸市新松戸1-335-2	5	5	5
72	幕張年金事務所	262-8501	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	4	4	4
73	市川年金事務所	272-8577	千葉県市川市市川1-3-18 京成市川ビル3階	3	3	3
74	千代田年金事務所	102-8337	東京都千代田区三番町22	19	19	19
75	港年金事務所	105-8513	東京都港区浜松町1-10-14 佳友東新橋ビル3号館	21	21	21
76	中央年金事務所	104-8175	東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー1階・16階	16	16	16
77	上野年金事務所	110-8660	東京都台東区池之端1-2-18 NDK池之端ビル	6	6	6
78	文京年金事務所	112-8617	東京都文京区千石1-6-15	4	4	4

項番	納品先			納品数量(単位:帯)		
	年金事務所名	郵便番号	所在地	パンフレット「社会保険適用拡大ガイドブック」	パンフレット「社会保険適用拡大のこんなとき!どうする?手引き」	パンフレット「保険料調整制度パンフレット」
79	足立年金事務所	120-8580	東京都足立区綾瀬2-17-9	4	4	4
80	江東年金事務所	136-8525	東京都江東区亀戸5-16-9	4	4	4
81	江戸川年金事務所	132-8502	東京都江戸川区中央3-4-24	4	4	4
82	墨田年金事務所	130-8586	東京都墨田区立川3-8-12	4	4	4
83	葛飾年金事務所	124-8512	東京都葛飾区立石3-7-3	3	3	3
84	板橋年金事務所	173-8608	東京都板橋区板橋1-47-4	3	3	3
85	池袋年金事務所	171-8567	東京都豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	5	5	5
86	新宿年金事務所	160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MplA新宿五丁目ビル(3階~8階)	15	15	15
87	渋谷年金事務所	150-8334	東京都渋谷区神南1-12-1	12	12	12
88	世田谷年金事務所	154-8512	東京都世田谷区世田谷1-30-12	4	4	4
89	品川年金事務所	141-8572	東京都品川区大崎5-1-5 高徳ビル2階	6	6	6
90	大田年金事務所	144-8530	東京都大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	6	6	6
91	立川年金事務所	190-8580	東京都立川市錦町2-12-10	4	4	4
92	武蔵野年金事務所	180-8621	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	4	4	4
93	八王子年金事務所	192-8506	東京都八王子市南新町4-1	4	4	4
94	練馬年金事務所	177-8510	東京都練馬区石神井町4-27-37	2	2	2
95	目黒年金事務所	153-8905	東京都目黒区上目黒1-12-4	3	3	3
96	荒川年金事務所	116-8904	東京都荒川区東尾久5-11-6	2	2	2
97	北年金事務所	114-8567	東京都北区上十条1-1-10	2	2	2
98	府中年金事務所	183-8505	東京都府中市府中町2-12-2	3	3	3
99	青梅年金事務所	198-8525	東京都青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	2	2	2
100	鶴見年金事務所	230-8555	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	4	4	4
101	横浜中年金事務所	220-0012	神奈川県横浜西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階	8	8	8
102	港北年金事務所	222-8555	神奈川県横浜港北区大豆戸町515	5	5	5
103	横浜西年金事務所	244-8580	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	4	4	4
104	川崎年金事務所	210-8510	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-17	3	3	3
105	平塚年金事務所	254-8563	神奈川県平塚市八重咲町8-2	3	3	3
106	相模原年金事務所	252-0388	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	4	4	4
107	小田原年金事務所	250-8585	神奈川県小田原市浜町1-1-47	2	2	2
108	横須賀年金事務所	238-8555	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀	2	2	2
109	高津年金事務所	213-8567	神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	4	4	4
110	厚木年金事務所	243-8688	神奈川県厚木市栄町1-10-3	3	3	3
111	藤沢年金事務所	251-8586	神奈川県藤沢市藤沢1018	3	3	3
112	新潟西年金事務所	951-8558	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	7	7	7
113	長岡年金事務所	940-8540	新潟県長岡市台町2-9-17	4	4	4
114	上越年金事務所	943-8534	新潟県上越市西城町3-11-19	2	2	2
115	三条年金事務所	955-8575	新潟県三条市興野3-2-3	3	3	3
116	新発田年金事務所	957-8540	新潟県新発田市新高町1-1-24	2	2	2
117	柏崎年金事務所	945-8534	新潟県柏崎市幸町3-2-8	1	1	1
118	六日町年金事務所	949-6692	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	2	2	2
119	富山年金事務所	930-8571	富山県富山市牛島新町7-1	5	5	5
120	高岡年金事務所	933-8585	富山県高岡市巾着町11-20	3	3	3
121	魚津年金事務所	937-8503	富山県魚津市本江1683-7	2	2	2
122	砺波年金事務所	939-1397	富山県砺波市豊町2-2-12	1	1	1
123	金沢北年金事務所	920-8691	石川県金沢市三社町1-4-3	4	4	4
124	七尾年金事務所	926-8511	石川県七尾市藤橋町西部22-3	2	2	2
125	小松年金事務所	923-8585	石川県小松市小馬出町3-1	2	2	2
126	金沢南年金事務所	921-8516	石川県金沢市泉が丘2-1-18	4	4	4
127	福井年金事務所	910-8506	福井県福井市手寄2-1-34	4	4	4
128	敦賀年金事務所	914-8580	福井県敦賀市東洋町5-54	2	2	2
129	武生年金事務所	915-0883	福井県越前市新町5-2-11	2	2	2
130	甲府年金事務所	400-8565	山梨県甲府市塩部1-3-12	3	3	3
131	大月年金事務所	401-8501	山梨県大月市大月町花咲1602-1	2	2	2
132	竜王年金事務所	400-0195	山梨県甲斐市名取347-3	2	2	2
133	長野南年金事務所	380-0936	長野県長野市岡田町126-10	5	5	5
134	岡谷年金事務所	394-8665	長野県岡谷市中央町1-8-7	2	2	2
135	飯田年金事務所	395-8655	長野県飯田市宮の前4381-3	2	2	2
136	松本年金事務所	390-8702	長野県松本市鎌田2-8-37	4	4	4
137	小諸年金事務所	384-8605	長野県小諸市田町2-3-5	3	3	3
138	伊那年金事務所	396-8601	長野県伊那市山寺1499-3	2	2	2
139	多治見年金事務所	507-8709	岐阜県多治見市小田町4-8-3	2	2	2
140	大垣年金事務所	503-8555	岐阜県大垣市八島町114-2	3	3	3
141	高山年金事務所	506-8501	岐阜県高山市花園町3-6-12	2	2	2
142	美濃加茂年金事務所	505-8601	岐阜県美濃加茂市太田町2910-9	3	3	3
143	岐阜北年金事務所	502-8502	岐阜県岐阜市大福町3-10-1	6	6	6
144	静岡年金事務所	422-8668	静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	7	7	7
145	浜松東年金事務所	435-0013	静岡県浜松市中央区天龍川町188	5	5	5
146	浜松西年金事務所	432-8015	静岡県浜松市中央区高町302-1	4	4	4
147	沼津年金事務所	410-0032	静岡県沼津市日の出町1-40	3	3	3
148	島田年金事務所	427-8666	静岡県島田市柳町1-1	4	4	4
149	富士年金事務所	416-8654	静岡県富士市横割3-5-33	3	3	3
150	三島年金事務所	411-8660	静岡県三島市寿町9-44	2	2	2
151	掛川年金事務所	436-8653	静岡県掛川市久保1-19-8	2	2	2
152	大手前年金事務所	541-0053	大阪府中央区本町4-3-9本町サンケイビル10・11階	15	15	15
153	堀江年金事務所	550-0014	大阪府大阪市西区北堀江3-10-1	4	4	4
154	市岡年金事務所	552-0003	大阪府大阪市港区磯路3-25-17	2	2	2
155	天満年金事務所	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋4-1-15	6	6	6
156	淀川年金事務所	532-8540	大阪府大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	5	5	5
157	福島年金事務所	553-8585	大阪府大阪市福島区福島8-12-6	3	3	3
158	天王寺年金事務所	543-8588	大阪府大阪市天王寺区恵庭院町7-6	4	4	4
159	玉出年金事務所	559-8560	大阪府大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	3	3	3

項番	納品先			納品数量（単位：帯）		
	年金事務所名	郵便番号	所在地	パンフレット「社会保険適用拡大ガイドブック」	パンフレット「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」	パンフレット「保険料調整制度パンフレット」
160	八尾年金事務所	581-8501	大阪府八尾市桜ヶ丘1-6-5	3	3	3
161	枚方年金事務所	573-1191	大阪府枚方市新町2-2-8	3	3	3
162	豊中年年金事務所	560-8560	大阪府豊中市岡上の町4-3-4-0	3	3	3
163	平野年金事務所	547-8588	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-7-8	3	3	3
164	貝塚年金事務所	597-8686	大阪府貝塚市海塚二丁目8番3号	3	3	3
165	堺東年金事務所	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-2-3	4	4	4
166	東大阪年金事務所	577-8554	大阪府東大阪市永和1-15-1-4	6	6	6
167	吹田年金事務所	564-8564	大阪府吹田市片山町2-1-1-8	6	6	6
168	守口年金事務所	570-0083	大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	3	3	3
169	堺西年金事務所	592-8333	大阪府堺市西区浜寺石津町西4-2-1-8	3	3	3
170	三宮年金事務所	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	6	6	6
171	須磨年金事務所	654-0047	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-2-1-2	3	3	3
172	兵庫年金事務所	652-0898	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1-3-1	2	2	2
173	尼崎年金事務所	660-0892	兵庫県尼崎市東灘波町2-17-5-5	5	5	5
174	姫路年金事務所	670-0947	兵庫県姫路市北条1-250	5	5	5
175	明石年金事務所	673-8512	兵庫県明石市鷹匠町12-1-2	3	3	3
176	豊岡年金事務所	668-0021	兵庫県豊岡市泉町4-2-0	2	2	2
177	西宮年金事務所	663-8567	兵庫県西宮市津門大塚町8-2-6	3	3	3
178	加古川年金事務所	675-0031	兵庫県加古川市加古川町北在家2602	3	3	3
179	大曾根年金事務所	461-8685	愛知県名古屋市中区東大曾根町28-1	8	8	8
180	鶴舞年金事務所	460-0014	愛知県名古屋市中区富土見町2-1-3	5	5	5
181	笠寺年金事務所	457-8605	愛知県名古屋南区榑下町3-2-1	3	3	3
182	中村年金事務所	453-8653	愛知県名古屋市中村区太閤1-19-4-6	5	5	5
183	熱田年金事務所	456-8567	愛知県名古屋熱田区伝馬2-3-1-9	5	5	5
184	昭和年金事務所	466-8567	愛知県名古屋市昭和区桜山町5-9-9-6 桜山駅前ビル	2	2	2
185	名古屋西年金事務所	451-8558	愛知県名古屋西区城西1-6-1-6	4	4	4
186	豊橋年金事務所	441-8603	愛知県豊橋市菰口町3-9-6	4	4	4
187	一宮年金事務所	491-8503	愛知県一宮市新生4-7-1-3	5	5	5
188	岡崎年金事務所	444-8607	愛知県岡崎市朝日町3-9	3	3	3
189	半田年金事務所	475-8601	愛知県半田市西新町1-1	4	4	4
190	刈谷年金事務所	448-8662	愛知県刈谷市寿町1-4-0-1	5	5	5
191	瀬戸年金事務所	489-8686	愛知県瀬戸市共栄通4-6	2	2	2
192	豊田年金事務所	471-8602	愛知県豊田市神明町3-3-3-2	3	3	3
193	豊川年金事務所	442-8605	愛知県豊川市金屋町3-2	2	2	2
194	津年金事務所	514-8522	三重県津市桜橋3-4-4-6-3-3	4	4	4
195	四日市年金事務所	510-8543	三重県四日市市十七軒町17-2-3	4	4	4
196	松阪年金事務所	515-8973	三重県松阪市宮町17-3	2	2	2
197	尾鷲年金事務所	519-3692	三重県尾鷲市林町2-2-3	1	1	1
198	伊勢年金事務所	516-8522	三重県伊勢市宮後3-5-3-3	2	2	2
199	大津年金事務所	520-0806	滋賀県大津市打出浜13-5	2	2	2
200	彦根年金事務所	522-8540	滋賀県彦根市外町169-6	3	3	3
201	草津年金事務所	525-0025	滋賀県草津市西沢川1-16-3-5	4	4	4
202	上京年金事務所	603-8522	京都府京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	8	2	2
203	中京年金事務所	604-0902	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉢田町287	3	3	3
204	下京年金事務所	600-8154	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	5	5	5
205	京都南年金事務所	612-8558	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	5	5	5
206	京都西年金事務所	615-8511	京都府京都市右京区西京極南大入町81	3	3	3
207	舞鶴年金事務所	624-8555	京都府舞鶴市南田辺50-8	2	2	2
208	奈良年金事務所	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	3	3	3
209	大和高田年金事務所	635-8531	奈良県大和高田市幸町5-1-1	2	2	2
210	桜井年金事務所	633-8501	奈良県桜井市大字谷8-1	2	2	2
211	和歌山東年金事務所	640-8541	和歌山県和歌山市太田3-3-9	3	3	3
212	田辺年金事務所	646-8555	和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-8	2	2	2
213	和歌山西年金事務所	641-0035	和歌山県和歌山市関戸2-1-4-3	2	2	2
214	鳥取年金事務所	680-0846	鳥取県鳥取市扇町176	2	2	2
215	米子年金事務所	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-3-4	2	2	2
216	倉吉年金事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根619-1	1	1	1
217	松江年金事務所	690-8511	島根県松江市東朝日町107	3	3	3
218	浜田年金事務所	697-0017	島根県浜田市原井町908-2-6	2	2	2
219	出雲年金事務所	693-0021	島根県出雲市塩冶町1516-2	2	2	2
220	岡山西年金事務所	700-8572	岡山県岡山市北区昭和町12-7	5	5	5
221	倉敷東年金事務所	710-8567	岡山県倉敷市老松町3-14-2-2	3	3	3
222	津山年金事務所	708-8504	岡山県津山市田町112-5	2	2	2
223	高梁年金事務所	716-8668	岡山県高梁市旭町1393-5	1	1	1
224	岡山東年金事務所	703-8533	岡山県岡山市中区区富228	3	3	3
225	倉敷西年金事務所	713-8555	岡山県倉敷市玉島1952-1	2	2	2
226	広島東年金事務所	730-8515	広島県広島市中区基町1-2-7	11	11	11
227	福山年金事務所	720-8533	広島県福山市旭町1-6	4	4	4
228	呉年金事務所	737-8511	広島県呉市宝町2-1-1	3	3	3
229	三原年金事務所	723-8510	広島県三原市門一町2-4-2	2	2	2
230	三次年金事務所	728-8555	広島県三次市十日市東3-16-8	1	1	1
231	備後府中年年金事務所	726-0005	広島県府中市府中町736-2	1	1	1
232	山口年金事務所	753-8651	山口県山口市吉敷下東1-8-8	2	2	2
233	下関年金事務所	750-8607	山口県下関市上新地町3-4-5	2	2	2
234	徳山年金事務所	745-8666	山口県周南市新通5-1-8	2	2	2
235	宇部年金事務所	755-0027	山口県宇部市港町一丁目3番7号	2	2	2
236	岩国年金事務所	740-8686	山口県岩国市立石町1-8-7	2	2	2
237	萩年金事務所	758-8570	山口県萩市江向323-1	1	1	1
238	徳島北年金事務所	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町12-8	4	4	4
239	阿波半田年金事務所	779-4193	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	1	1	1
240	徳島南年金事務所	770-8054	徳島県徳島市山城西4-4-5	2	2	2

項番	納品先			納品数量（単位：帯）		
	年金事務所名	郵便番号	所在地	パンフレット「社会保険適用拡大ガイドブック」	パンフレット「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」	パンフレット「保険料調整制度パンフレット」
241	高松西年金事務所	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	6	6	6
242	普通寺年金事務所	765-8601	香川県普通寺市文京町2-9-1	3	3	3
243	松山西年金事務所	790-8512	愛媛県松山市南江戸3-4-8	3	3	3
244	今治年金事務所	794-8515	愛媛県今治市別宮町6-4-5	2	2	2
245	宇和島年金事務所	798-8603	愛媛県宇和島市天神町4-4-3	1	1	1
246	松山東年金事務所	790-0952	愛媛県松山市朝生田町1-1-2-3	3	3	3
247	新居浜年金事務所	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	2	2	2
248	幡多年年金事務所	787-8790	高知県四万十市中村東町2-4-1-0	1	1	1
249	南国年金事務所	783-8507	高知県南国市大堀甲1-2-1-4-6	1	1	1
250	高知西年金事務所	780-8530	高知県高知市旭町3-7-0-1	4	4	4
251	博多年年金事務所	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階	11	11	11
252	中福岡年金事務所	810-8668	福岡県福岡市中央区大手門2-8-2-5	4	4	4
253	南福岡年金事務所	815-8558	福岡県福岡市南区塩原3-1-2-7	5	5	5
254	小倉北年金事務所	803-8588	福岡県北九州市小倉北区大手町1-3-3	3	3	3
255	久留米年金事務所	830-8501	福岡県久留米市諏訪野町2-4-0-1	4	4	4
256	直方年金事務所	822-8555	福岡県直方市知古1-8-1	3	3	3
257	八幡年金事務所	806-8555	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	4	4	4
258	大牟田年金事務所	836-8501	福岡県大牟田市大正町6-2-1-0	2	2	2
259	小倉南年金事務所	800-0294	福岡県北九州市小倉南区下曾根1-8-6	2	2	2
260	西福岡年金事務所	819-8502	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	3	3	3
261	佐賀年金事務所	849-8503	佐賀県佐賀市八丁暇町1-3-2	4	4	4
262	唐津年金事務所	847-8501	佐賀県唐津市千代田町2-5-6-5	2	2	2
263	武雄年金事務所	843-8588	佐賀県武雄市武雄町大字昭和4-3-6	2	2	2
264	長崎南年金事務所	850-8533	長崎県長崎市金屋町3-1	5	5	5
265	佐世保年金事務所	857-8571	長崎県佐世保市稲荷町2-3-7	2	2	2
266	諫早年金事務所	854-8540	長崎県諫早市栄田町4-7-3-9	3	3	3
267	熊本東年金事務所	862-0901	熊本県熊本市東区東町4-6-4-1	9	9	9
268	八代年金事務所	866-8503	熊本県八代市萩原町2-1-1-4-1	2	2	2
269	本渡年金事務所	863-0033	熊本県天草市東町2-2-1	1	1	1
270	玉名年金事務所	865-8585	熊本県玉名市松木1-1-4	1	1	1
271	大分年金事務所	870-0997	大分県大分市東津留2-1-8-1-5	5	5	5
272	別府年金事務所	874-8555	大分県別府市西野口町2-4-1	3	3	3
273	佐伯年金事務所	876-0823	大分県佐伯市女島二丁目9029-5	1	1	1
274	日田年金事務所	877-8585	大分県日田市淡窓1丁目2番7-5号	1	1	1
275	宮崎年金事務所	880-8588	宮崎県宮崎市天満2-4-2-3	4	4	4
276	延岡年金事務所	882-8503	宮崎県延岡市大貫町1-2-9-7-8-2	2	2	2
277	都城年金事務所	885-8501	宮崎県都城市一万城町7-1-1	3	3	3
278	高鍋年金事務所	884-0004	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5-1-0-5-1	1	1	1
279	鹿児島南年金事務所	890-8533	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-2-5	4	4	4
280	川内年金事務所	895-0012	鹿児島県薩摩川内市平佐町2-2-2-3	2	2	2
281	鹿屋年金事務所	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿3-8-1-9	2	2	2
282	奄美大島年金事務所	894-0035	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1	1	1	1
283	鹿児島北年金事務所	892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	3	3	3
284	加治木年金事務所	899-5292	鹿児島県姶良市加治木町諏訪町1-1-3	2	2	2
285	那覇年金事務所	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-3-9	4	4	4
286	コザ年金事務所	904-0021	沖縄県沖縄市胡屋2-2-5-2	4	4	4
287	名護年金事務所	905-0021	沖縄県名護市東江1-9-1-9	1	1	1
288	平良年金事務所	906-0013	沖縄県宮古島市平良下里7-9-1	1	1	1
289	石垣年金事務所	907-0004	沖縄県石垣市登野城5-5-3	1	1	1
290	浦添年金事務所	901-2121	沖縄県浦添市内間3-3-2-5	4	4	4
291	日本年金機構 厚生年金保険部	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-2-4	14	14	14
合計				1,020	1020	1020

★仕様書（別紙含む）への質問は、本様式を参考に質問書を作成し、
期限までにFAXにて提出してください。

梱包及び発送業務（社会保険適用拡大ガイドブック外2件）に係る
仕様書に対する質問書

日本年金機構 理事長代理人
厚生年金保険部長 殿

令和 年 月 日提出

住 所：
会社名：
担当者：
連絡先：TEL
FAX

項 番	質問事項	回 答
1		
2		
3		
4		

【質問書提出期限】 令和8年6月22日（月）12：00

【質問書提出方法】 FAX：03-6892-0758

【質問書の提出先】 日本年金機構 厚生年金保険部 厚生年金保険業務グループ
担当：吉畠、出口、神尾

※FAX送信後電話にて到着確認を行うこと。（TEL：03-5344-1100 内線：3332）

※質問があった場合は、質問内容及びその回答を日本年金機構ホームページに掲載します。
（回答は令和8年6月25日（木）中に掲示予定）